



電子速報版

2008年3月19日(水)発行

発行所

山形新聞社

山形市旅籠町二丁目五番

電話 代表023(622)5271

Copyright (c) 2008
Yamagata Shimbun

山形新聞ホームページ

web <http://yamagata-np.jp>

携帯 <http://yamagata-np.jp/k/>

購読申し込み(9~17時)

0120-81-8040

詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

連続児童殺害、死刑を回避

秋田地裁 長女への殺意認定

秋田県藤里町で二〇〇六年に発生した連続児童殺害事件で、殺人と死体遺棄の罪に問われた無職畠山鈴香被告(35)に、秋田地裁の藤井俊郎裁判長は十九日、死刑求刑に対し無期懲役の判決を言い渡した。



畠山鈴香被告

公判では、橋から川に転落した長女彩香ちゃん(9)への殺意の有無や、二軒隣の米山豪憲君(7)の殺害時の刑事責任能力などが争われ、弁護側は有期の懲役刑を求めた。判決

秋田の連続児童殺害事件

秋田県藤里町の藤里小4年畠山彩香ちゃんが2006年4月9日に行方不明となり、翌10日に自宅近くの川で水死体で見つかった。5月17日には2軒隣の同小1年米山豪憲君が失跡、翌18日、自宅から約8キロ南の川岸で、絞殺体で発見された。

は彩香ちゃんへの殺意を認定した。

彩香ちゃん事件で検察側は、普段から彩香ちゃんを疎ましく思っていた被告が「魚を見たい」と駄々をこねられ、いら立ちが極限に達し、欄干から突き落とされた指摘。殺害を認めた捜査段階の自白などを基に確定的殺意があったとした。弁護側は「急に抱きつかれたので驚き、反射的

に振り払った」と殺意を否認し偶発性を強調。過失致死の適用を求めた。

彩香ちゃん転落後、救助や通報をしなかった被告について、弁護側は「転落のショックで瞬時に記憶を失った」と説明。検察側は「不自然極まりない」と反論した。

豪憲君事件で弁護側は殺害や死体遺棄は認められたものの「異常な精神状態にあった」として心神耗弱状態だったと主張。検察側は責任能力に問題は無いとした。

論告によると、畠山被告は〇六年四月九日、同町の大沢橋から彩香ちゃんを突き落として殺害。五月十七日には自宅玄関で絞めて殺害し、遺体を遺棄した。

県警は6月、彩香ちゃん之母親鈴香被告(35)を豪憲君遺体遺棄容疑、次いで殺害容疑で逮捕。彩香ちゃんを橋から突き落として殺害したとして7月に再逮捕した。県警は当初彩香ちゃん死亡を「誤って川に落ちたとみられる」と発表、捜査批判が相次いだ。